

【一般衛生管理計画一記載例】

1) 原材料のはちみつを搬入し、製造する場合のポイント

①	作業場・工場に搬入する原材料の確認	いつ 原材料の搬入時 その他 ()
		どのように 原材料の外観（汚れがないか、異物の混入がないか）、におい（異臭がしないか）、容器の状態（破損はないか）、容器又は添付書類上の表示（ロット番号、名称、原産地などを確認） ※はちみつ製造業者がはちみつを購入する場合、動物用医薬品の使用状況に問題がないことを確認すること（輸入品については輸出国の品質証明書などで確認）。
		問題があつたとき 交換 収品 廃棄
②	作業場・工場に搬入後の原材料の保管場所の衛生管理	いつ 作業前 作業後 、業務終了後、その他 ()
		どのように 原材料の外観（汚れがないか）、におい（異臭がしないか）、容器の状態（破損はないか）、保管場所の汚れの確認（汚れがないか）、虫等の侵入確認（侵入がないか）
		問題があつたとき 汚れた箇所の清掃・殺菌、虫等の侵入場所を塞ぐ
③	作業場・工場の衛生管理	いつ 作業前 、 作業後 、業務終了後、その他 ()
		どのように 作業場の汚れの確認（汚れがないか）、虫等の侵入確認（侵入がないか）
		問題があつたとき 汚れた箇所の清掃・殺菌、虫等の侵入場所を塞ぐ
④	製品製造時の衛生管理（ろ過器、フィルター等の機器、製品用容器の清掃）	いつ 作業前 、 作業後 、業務終了後、その他 ()
		どのように 機器、製造工程ラインに原料を通す前に洗浄に使用した水分が残存していないことを確認（乾燥していることを目視で確認。）。 ろ過器、フィルター等の機器、製品用容器については、はちみつを工程に通す前に破損箇所がないことを確認。
		問題があつたとき 汚れは再度洗浄 ＊製品製造終了後に機器に欠損が発見されたが、製品の目視検査で確認できていない場合、該当する製品のすべてについて再度目視検査を実施し、欠損部分に該当する異物を発見する。確認できない場合には、製品からはちみつを取り出して、新しく交換したフィルターにより再度濾過して製造する。
⑤	製品保管場所の衛生管理	いつ 製品の保管前 業務終了後、その他 ()

		どのように 保管場所の汚れの確認（汚れがないか）、虫等の侵入確認（侵入がないか） 問題が 汚れた箇所の清掃・殺菌、虫等の侵入場所を塞ぐ あったとき
⑥	従業員の衛生管理	いつ 作業前、作業中、業務終了後、その他（ ）
		どのように 従業員の体調（具合が悪くないか）、手の傷の有無（傷がないか）、着衣等の確認（汚れ、ほつれがないか）
		問題が 消化器症状、発熱等がある場合は作業に従事させない。 あったとき 手に傷がある場合は手袋を着用させる。 汚れた作業着は交換させる。
⑦	手洗いの実施	いつ 作業場（工場に入室する前）
		どのように 衛生的な手洗いを行う（きちんと手を洗っているか）
		問題が 入室前に手洗いを行っていないことを確認した場合は、すぐに手洗いを行わせる。 あったとき

【重要管理点一記載例】

重要管理点のポイント					
分類	管理点の対象	管理方法	管理基準	実施時期・頻度	改善措置
異物の混入がないこと	フィルターの目の細かさ及び欠損の有無	<p>蜜蜂の羽や巣のかけら、蜜ろうなどの大きな異物を除去するのに適したフィルターを設置する。</p> <p>さらに一斗缶等から生じる鋸、フィルター（金属製、ナイロン製等がある。）等の欠損から生じる金属片や糸くず等が混入する可能性がある場合には、それらの大きさに応じて除去できるサイズのフィルターを設置する。</p> <p>なおフィルターの設置時と外す時は、欠損の有無を確認する。</p>	<p>フィルターの目の細かさが必要な大きさになっていること。</p> <p>フィルターに欠損がないこと。</p>	ロットごとに実施	<p>①目視で異物が発見された製品は出荷しない。</p> <p>②フィルターの目の細かさを再確認して必要な大きさのものに交換する。</p> <p>③また、フィルターに欠損が発見されたが目視検査で確認できていない場合、該当する製品のすべてについて再度目視検査を実施し、欠損部分に該当する異物を発見する。</p> <p>確認できない場合には、製品からはちみつを取り出して、新しく交換したフィルターにより再度濾過して製造する</p>
	製品内の異物の混入	<p>目視で製品内の異物の混入の有無を確認する。</p> <p>（参考） 金属探知機を使用する場合 金属探知機で金属片を探知する。</p>	<p>目視で異物が確認されないこと。</p> <p>検出されないこと。</p>	全品対象	確認できない場合には、製品からはちみつを取り出して、新しく交換したフィルターにより再度濾過して製造する
乳児ボツリヌス症の注意表示	乳児ボツリヌス症の注意喚起表示の貼付	目視で製品の表示（「1歳未満の乳児には与えないでください」等）を確認する。	すべての製品にラベルが貼られていること。	全品対象	ラベルの欠損、文字が欠けているため又は汚れているために注意表示が読めない場合には、当該製品のラベルを貼り直す。